

盛岡広域振興局長告示第74号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年9月8日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

| 位 置 | 延長（メートル） | 幅員（メートル） | 指定年月日 |
|---------------------|----------|----------|------------|
| 滝沢市鶉飼石留45番17及び45番30 | 47.79 | 6.00 | 平成27年8月25日 |

備考 関係図書は、盛岡広域振興局土木部及び滝沢市役所に備えておいて縦覧に供する。